

一般社団法人上高井教育会役員候補選出委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人上高井教育会定款第21条によって定める。

(構成)

第2条 理事・監事候補を選出し総会に提案するために、一般社団法人上高井教育会役員候補選出委員会(以下 役員候補選出委員会)を設ける。

第3条 役員候補選出委員会は、代議員会において選出された5名の選出委員によって構成する。ただし、候補者となった者は選出委員にはなれない。選出委員に欠員が生じた場合は、当該校で補充する。

(正副委員長)

第4条 役員候補選出委員は、正副選出委員長各1名を互選し、選出委員長は若干名の書記を指名する。

(委員会の任務)

第5条 役員候補選出委員会は、理事・監事候補者を選出する。

(補欠の選出)

第6条 理事・監事に欠員が生じた場合は、補欠の選出を同様の方法で行う。理事長に事故ある場合は、理事会で選出する。

(信濃教育会代議員選挙)

第7条 役員選出委員は公益法人信濃教育会の代議員選挙の選挙委員を兼ねる。

(既定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、代議員会への報告を経て、理事会において行う。

附則 この規定は、一般社団法人上高井教育会の登記の日から施行する。

平成26年1月17日一部改正

平成27年5月16日一部改正